

整形外科受診に関する 重要なお知らせ

★初診の方は**2019年10月1日**から
完全紹介制となります。

初診での整形外科の受診は、原則として他院からの紹介状をお持ちの方に限らせていただきます。

ただし、緊急診療が医学的に必要と判断された場合はこの限りではありません。

※初診とは・・・

- ・ 整形外科を初めて受診される方
- ・ 以前に整形外科を受診されたことがあっても、すでにその病気が治癒している方
- ・ 患者さんが任意に診療を中止し、あらためて受診する場合(最終来院日より一定期間ご来院がない場合)

★再診の方は**2019年10月1日**から
完全予約制となります。

予約がなく再度来院された患者さんは、次回の予約をお取りいただくか、他の保険医療機関への受診をお願いすることがあります。

他の医療機関等について、ご不明な点がございましたら、病診連携室にご相談くださいますようお願いいたします。